平成２４年（フ）第１１８６号
大阪府枚方市村野南町２番３―104号
債務者　新田　　恵
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２４１号
大阪市平野区長吉長原４丁目13番２号
債務者　田上　幸光
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２５５号
大阪市東淀川区柴島２丁目６番22号
債務者　髙木由恵こと　金　　由恵
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２９３号
大阪市旭区清水３丁目12番19号、前住所大阪市旭区清水１丁目４番12号
債務者　山崎建設こと　山﨑　浩伸
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３００号
大阪市住吉区我孫子東１丁目８番22―508号
債務者　林　　貞信
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５７４号
大阪市生野区中川西１丁目19番10号　ＳＫＳマンション谷川４Ｂ
債務者　廣川　善彦
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６６１号
大阪市城東区中浜２丁目16番21号
債務者　大道　玉美
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８３９号
大阪府枚方市養父丘１丁目８番15号
債務者　角田美智子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８６３号
大阪府大阪市東住吉区住道矢田１丁目20番22号
債務者　吉川　正弘
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８８１号
大阪府守口市南寺方東通５丁目19番10号
債務者　水野　**隆**行
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９３５号
大阪府豊中市岡町南１丁目12番11号
債務者　山﨑　荘司
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９６４号
大阪府摂津市千里丘４丁目２番15号
債務者　新海　春子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９６９号
大阪市城東区鴫野西２丁目５番５―518号
債務者　坂元　裕子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０８７号
大阪市平野区長吉六反５丁目１番39―203号
債務者　近藤　光子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０９０号
大阪市住吉区苅田５丁目17番17―403号、前住所大阪市住吉区我孫子東２丁目１番12号コーポみなみの９―Ｃ号
債務者　伊藤三千代
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０９１号
大阪市鶴見区緑１丁目２番11号
債務者　平山　友彦
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０９９号
大阪府豊中市桜の町１丁目７番18号
債務者　清田由美子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９６号
兵庫県川西市錦松台23番５号、前住所兵庫県川西市湯山台２丁目24番地の25
債務者　前西　純治
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部